

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準に基づき、次の事項について東北厚生局長に届出を行っております。

1. 外来関係

- がん治療連携指導料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料
- 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- CT 撮影

2. 病棟関係

■ 3 病棟 回復期リハビリテーション病棟入院料 2

- 感染対策向上加算 3 ●連携強化加算 ●サバイランス強化加算 ●認知症ケア加算 3 ●データ提出加算 1・3
- 入院ベースアップ評価料 68 ●二次性骨折予防継続管理料 2 ●口腔管理連携加算

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ◆朝9時～夕方17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ◆夕方17時～朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

■ 5A 病棟 療養病棟入院料 1

- 療養病棟療養環境加算 1 ●感染対策向上加算 3 ●連携強化加算 ●サバイランス強化加算 ●認知症ケア加算 3
- 診療録管理体制加算 2 ●データ提出加算 1・3 ●入院ベースアップ評価料 68 ●経腸栄養管理加算 ●口腔管理連携加算
- 二次性骨折予防継続管理料 2 ●電子的診療情報連携体制加算 1

当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ◆朝9時～夕方17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ◆夕方17時～朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は32人以内です。

■ 5B 病棟 療養病棟入院料 1

- 療養病棟療養環境加算 1 ●感染対策向上加算 3 ●連携強化加算 ●サバイランス強化加算 ●認知症ケア加算 3
- 診療録管理体制加算 2 ●データ提出加算 1・3 ●入院ベースアップ評価料 68 ●経腸栄養管理加算 ●口腔管理連携加算
- 二次性骨折予防継続管理料 2 ●電子的診療情報連携体制加算 1

当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ◆朝9時～夕方17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ◆夕方17時～朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は32人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は32人以内です。

■ 入院時食事療養（1）・入院時生活療養（1）

当病棟では、常勤の管理栄養士を配置し、個々の栄養管理計画に基づき管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

3. リハビリテーション関係

■ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

- 注5に規定する維持期リハビリテーション

■ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

- 注5に規定する維持期リハビリテーション

■ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）

- 注5に規定する維持期リハビリテーション

■ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

治療・訓練を十分実施得る専用の施設・設備を有しております。また、専従の常勤理学療法士5名以上、専従の常勤作業療法士3名以上、専従の言語聴覚療法士1名以上を適切に配置しております。

■ がん患者リハビリテーション料